

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 JR山田線の早期復旧について</p> <p>東日本大震災で被災し運休が続いているJR山田線宮古・釜石間は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤となっており、三陸沿岸地域の早期の復旧、復興を実現するためにも、鉄道の早期復旧が強く望まれます。</p> <p>平成26年12月、県、沿岸12市町村及び三陸鉄道は、JR東日本からの「山田線復旧後の三陸鉄道への移管」という提案の受け入れに合意し、鉄道復旧の方向が固まりました。</p> <p>現在、県、沿線4市町が中心となって、鉄道施設の強化や資産の譲渡範囲などJR東日本との協議を続けているところですが、沿岸12市町村で協議すべき事項や国の支援を要する事項など協議事項は多岐に渡ることから、鉄道の早期復旧に向けて協議を加速させる必要があります。</p> <p>また、三陸鉄道移管後の運営を安定させるためには、大規模災害に対する国の支援制度の拡充が強く望まれます。</p> <p>つきましては、JR山田線の早期復旧を図るため、関係者間の協議や国に対する要望活動などについて、引き続き、県が中心となって取り組みを加速し、さらに、国への要望では大規模災害に対する国の支援について、現行法の見直し等制度の拡充を求めるよう要望します。</p>	<p>山田線については、6月12日に山田線沿線市町首長会議を開催し、一日も早い全線一括開業を目指す方針を決定したことから、現在、移管協力金や車両の提供時期・方法、復旧する鉄道施設の仕様等について、関係者間で協議・調整を行っているところです。</p> <p>引き続き、沿線市町及び三陸鉄道と連携し、南北リアス線関係市町村の意見も聞きながら、早期の鉄道復旧や自治体の負担増の回避といった観点に立って、しっかりと協議・調整を進めていきます。</p> <p>また、災害復旧における国の支援制度の拡充については、本県も構成員となっている第三セクター鉄道等府県協議会を通じて、国に要望しているところであり、引き続き要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>当市では、平成21年度に「宮古市港湾振興ビジョン」を策定し、海上・陸上交通の結節点としての立地条件を活かし、港と道路網が連携した「物流と人」のネットワークの形成を図り、「活気あふれる宮古港」を目指して各種施策を展開してきましたが、平成23年3月11日の東日本大震災大津波により港湾の各施設が甚大な被害を受けました。</p> <p>宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであるとともに、岩手県沿岸部における流通の拠点として、県勢の伸展に大きく貢献し、今年度、開港400周年を迎えています。</p> <p>つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港の発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) カーフェリー航路の誘致</p> <p>宮古港の貨物取扱量は、震災前から減少を続けていましたが、震災により更に打撃を受け、低迷が続いています。</p> <p>平成24年度に県で策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」では、県内の4つの重要港湾の役割分担を定め、宮古港については、カーフェリー航路の誘致が方向付けられ、平成25年度から「宮古港カーフェリー航路誘致課題研究会」で課題と対応を検討しました。</p> <p>平成26年度には「宮古港カーフェリー航路誘致実行委員会」を組織し、検討をしていたところ、平成27年3月、川崎近海汽船株式会社が宮古～室蘭間の航路開設の検討開始を発表いたしました。</p> <p>このカーフェリー航路が開設されれば、地域経済に与える影響は、物流、観光等の多方面に及び、地域経済の復興に大きく寄与するものです。</p> <p>つきましては、宮古港の利用促進を図るため、カーフェリー航路開設に必要な施設整備等、平成30年春の航路開設に向けた、早急な取り組みを要望します。</p>	<p>フェリー航路開設の実現に向けた施設等の整備については、国、市、フェリー会社、荷役会社等の関係機関と協議を行いながら、施設の概略設計に着手したところです。</p> <p>また、沿岸広域振興局（宮古管内）宮古港フェリー航路連絡・調整会議を設置し、航路利活用に関する関係機関との連携及び協力を強化することとしたところです。</p> <p>今後も関係機関と連携を図りながら、施設等の早期かつ着実な整備に取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (2) 旅客船ターミナル整備事業など出崎地区の整備促進について</p> <p>宮古港出崎地区では、広域総合交流促進施設及びタラソセラピー施設「シートピアなあと」が平成17年に国土交通省から「みなとオアシス」、「道の駅」に登録認定されたことにより、年々、交流人口が拡大してきました。この施設も被災しましたが、平成25年7月に広域総合交流促進施設のみ復旧し、営業を再開しました。</p> <p>出崎埠頭先端地区は、宮古広域の活性化を図るための交流拠点ゾーン・観光船ターミナル地区という位置づけであり、昭和61年に竜神崎防波堤の建設、出崎埠頭の延長が決定され整備が進んでいます。</p> <p>つきましては、この立地環境を活かした「賑わい空間」、「海陸交通拠点」、「親水アメニティ」機能の向上を図り、地域経済の復興に寄与するため、同地区先端の埋め立て等の促進を要望します。</p>	<p>宮古港出崎地区の整備については、現在、護岸防波の整備を進めるとともに、今年度から－4.0m物揚場及び緑地護岸の整備に着手するところであり、引き続き整備推進に努めていきます。</p> <p>予算については地元負担が生じることとなりましたが、着実に事業を進めるため、予算の確保について今後も継続して国に働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について</p> <p>東日本大震災では、供用済みの「三陸縦貫自動車道」などの高規格道路が「住民の避難路」「救援物資輸送路」として「命を守る道路」の役割を果たし、改めて道路整備の重要性が再認識されたところです。</p> <p>当市が復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全、安心を確保するために、他地域との経済、文化の交流等を促進する基盤となる高規格道路、一般国道、主要地方道、一般県道及び地域幹線道路の交通ネットワークの整備促進を図ることが極めて重要です。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 国道340号「宮古～岩泉間」の整備促進及び押角トンネルの整備促進について</p> <p>国道340号宮古岩泉間は、宮古市と岩泉町の内陸部を結ぶ唯一の幹線道路であり、沿線住民にとって極めて重要な役割を担う路線です。</p> <p>岩手県では、国道340号を岩手県東日本大震災津波復興計画において「復興支援道路」として位置づけており、また、昨年4月1日にはJR岩泉線が廃止されたことから、代替バス路線としても、その役割が一層高まっているところです。</p> <p>しかしながら、国道340号押角峠は、幅員が狭く、勾配がきつい上、急カーブの連続で、大型車のすれ違いが困難となっています。</p> <p>また、落石や、冬季間には、雪崩の発生が随所にみられるなど、交通の安全確保が困難な状況で、この路線の最大の難所となっていることから、早急な道路整備が求められています。</p> <p>つきましては、「和井内道路」の引き続きの整備促進と昨年度事業化となった「押角トンネル」の整備促進、並びに未整備区間の一日も早い事業着工を要望いたします。</p>	<p>和井内道路については、平成9年度から事業を実施しており、これまでに全体延長約4.9kmのうち約2.2kmを部分供用しています。今年度は、未供用区間の用地取得や橋梁工事、改良工事を推進し、早期の完成を目指していきます。</p> <p>押角トンネルについては、トンネル整備を含めた3.7km区間を平成26年度に事業化し、これまでに測量調査設計を進めてきています。</p> <p>現在、関係機関との協議等諸手続き、用地取得にかかる測量・調査及び土地関係人との交渉を並行して進めるなど、工事の早期発注に向け準備しており、今後とも整備推進に努めていきます。</p> <p>その他の区間については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (2) 国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について</p> <p>宮古盛岡横断道路のルートが決定になり、工事計画によると、同横断道茂市インターから岩泉方面へ向かうには、茂市インター～市道廻立線～現国道106号～国道340号というルートを通らなければならない、市道廻立線から現国道106号への取り付けまでの区間が今後交通量の増大が予想されます。</p> <p>現在も市道廻立線から国道106号の出入口が狭いうえ、取り付け角度が急なことから、危険であり、たびたび交通事故が発生しています。</p> <p>今後交通量の増加が見込まれることから、宮古盛岡横断道路工事の進捗をみながら、市道廻立線と現国道106号の取り付けを改良されることを要望します。</p>	<p>市道廻立（マワタチ）線と国道106号の交差点については、国において進められている宮古盛岡横断道路（宮古～箱石）と密接に関連することから、国の動向を注視しながら必要な検討を進めますが、早期の事業化は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>3 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (3) 北部環状線の整備促進について</p> <p>本路線は、国道45号から県道宮古岩泉線を経由し、国道106号と市内北部で接続する環状道路です。</p> <p>本路線を整備することにより、市街地での交通混雑の解消と、宮古地域広域圏の医療の場である県立宮古病院へのアクセスが容易となり、通院及び患者輸送の時間短縮につながります。</p> <p>また、非常時の防災道路としての機能を有するとともに、地域住民が高速交通体系に円滑にアクセスするうえで大きな効果を発揮する路線でもあります。</p> <p>つきましては、平成28年度開通に向け整備中の北部環状線県代行区間の確実な完成を要望します。</p>	<p>市道北部環状線の県代行事業については、宮古市山口～佐原地区を結ぶ2.3km区間について平成23年度に事業着手しており、平成28年度の供用を目指して整備を進めています。</p> <p>平成27年度は、トンネル舗装、橋梁、道路改良等を推進することとしており、引き続き早期完成を目指して整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (4) 宮古西道路の整備促進について</p> <p>本路線は、当市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」の一部区間です。 国土交通省施工の三陸縦貫自動車道と併せた、本路線の整備によって、市内の交通混雑が解消され、異常気象時通行規制区間（冠水）の迂回ルートが確保が図られ、幹線道路として安全で円滑な交通機能が確保されます。 また、救急医療体制や広域防災体制の確立、さらに、宮古港からの物流の拡大により、地域の活性化に大きく貢献することが期待されます。 つきましては、宮古西道路の一層の整備促進を要望します。</p>	<p>宮古市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」は、平成6年12月に計画路線の指定を受けています。 また、平成23年3月11日の東日本大震災を受けて、宮古盛岡横断道路が、平成23年度第三次補正予算により、復興支援道路として事業化されたところです。</p> <p>本路線の県施工区については、平成11年12月に「達曾部道路」（L=1.4km）を供用したほか、平成22年3月には、国が整備を進める「宮古道路」の供用にあわせ、「宮古西道路」（L=3.6km）のうち宮古中央インター線（L=0.6km）を供用し、平成25年3月には「築川道路」（L=6.7km）を供用しています。</p> <p>宮古西道路の県施工分については、今年度は道路改良や橋梁工、（仮称）松山トンネル工事等の推進、（仮称）田鎖トンネルと（仮称）閉伊川横断橋に着手する予定であり、今後とも関係機関と調整を図りながら早期完成に向け整備推進に努めていきます。</p> <p>直轄権限代行により国において整備が進められている区間については、今年度は改良工事や（仮称）小山田トンネル工事等を推進すると伺っており、県としては引き続き早期に全線完成するよう要望してまいります。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (5) 主要地方道重茂半島線の整備促進について</p> <p>主要地方道重茂半島線は、重茂半島を巡る唯一の道路であり、重茂地区住民の生活と産業経済活動の基盤となる重要な路線であるとともに、救急自動車等の搬送路として、又、災害時の救援道路として極めて重要な「命を守る道路」です。</p> <p>県は本路線を復興関連道路として位置付け、津波により浸水しない道路として整備事業を進めているところですが、1日も早い全線供用開始が期待されています。</p> <p>つきましては、主要地方道重茂半島線の一層の整備促進を要望します。</p>	<p>主要地方道重茂半島線は、地域の産業・経済活動や日常生活を支える重要な路線であり、また災害時において緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内～津軽石地区、熊の平～堀内地区、里地区、千鶏地区、石浜地区、川代地区及び大沢～浜川目地区の7工区について平成24年度に事業着手しています。</p> <p>これまで、用地取得や埋蔵文化財調査、関係機関調整などを進め、平成26年度には大沢～浜川目地区で工事着手し、今年度には堀内～津軽石地区、里地区、千鶏地区及び川代地区の道路改良工事に、熊の平～堀内地区では（仮称）熊の平トンネルと2橋梁の下部工工事に着手する予定です。</p> <p>引き続き、早期完成に向け整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>3 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (6) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について</p> <p>本路線は、国道45号の西側に位置し、国道106号（宮古市上鼻）から宮古駅付近を経由し、国道455号（岩泉町乙茂）までの内陸部を結ぶ道路です。</p> <p>東日本大震災の際には、寸断された国道45号の迂回路として利用されましたが、宮古市宮園団地から同箱石地区を経由し同田代地区に至る延長約11kmの区間は、幅員が狭く、急勾配で、急カーブが連続しており、安全な交通が困難な状況にあります。</p> <p>県は、本路線を復興関連道路として位置付けています。</p> <p>つきましては、宮園団地から箱石地区を経由し田代地区に至る延長約11kmの区間について、整備計画を策定し、早期の整備促進を図るよう要望します。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線（宮園団地～箱石地区～田代地区間）については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (7) 主要地方道紫波江繫線、大槌小国線及び土坂トンネルの早期事業化について</p> <p>紫波江繫線は、県央の紫波町から花巻市、遠野市を経て当市江繫へ、また、大槌小国線は、当市小国から大槌町に至る路線で、この2路線は、県内陸部から早池峰国立公園を経て三陸復興国立公園を結ぶ重要な路線です。</p> <p>県の縦の交通網につながる2路線の整備は、縦軸の高速交通網の効果をより一層波及させるとともに、地域の産業経済の発展、資源開発や観光開発にも寄与するなど、当地域の発展を図るうえで重要な課題であります。</p> <p>つきましては、紫波江繫線並びに大槌小国線の早期事業化を要望します。</p> <p>特に、宮古市江繫「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備と宮古市小国（道又）～大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル化」の早期事業化を要望します。</p> <p>なお、紫波江繫線は、早池峰山・薬師岳の間にある自然環境保全地域内の一部を通る路線であることから、環境保全に十分配慮願います。</p>	<p>主要地方道紫波江繫線（大畑地区～タイマグラ地区間）については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p> <p>主要地方道大槌小国線の土坂トンネルを含む区間については、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備を進めており、そのうち600m区間については、平成18年度に完了し、残りの500mについては、引き続き整備推進に努めているところです。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、県全体の道路整備計画の中で、交通量の推移などを見極めながら、総合的に判断していきますが、早期の事業化は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>3 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (8) 国道106号の国土交通大臣管理の指定区間編入について</p> <p>国道106号は、国道46号と連結し、太平洋沿岸の都市と県都盛岡市、日本海沿岸の主要都市秋田市を結ぶ、北東北を横断する主要な幹線道路であるとともに、当市と盛岡市を最短時間で連結する重要な道路です。</p> <p>つきましては、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国土交通大臣管理の指定区間編入を国に働きかけるなど、全面的な支援を要望します。</p>	<p>一般国道106号は国が直轄管理する一般国道46号と一体となり、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の連携・交流の骨格となる格子状ネットワークの一部を構成するほか、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、東日本大震災津波からの早期復興に貢献する路線と認識しています。</p> <p>一般国道106号の指定区間編入については、一般国道46号等と併せ、国で一体的に管理することについて国に対し要望しています。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 世界ジオパークへの認定に向けた推進体制の維持について</p> <p>平成25年9月に日本ジオパークに認定された「三陸ジオパーク」は、「世界ジオパーク」の認定を目指しており、また、日本ジオパークにおいても、4年に一度の認定更新の取り組みが必要です。</p> <p>「日本ジオパーク」に認定の際には、「世界ジオパーク」への認定に向けての取り組みや、「日本ジオパーク」の認定に際して日本ジオパーク委員会から指摘された、市町村の枠を超えた「ジオストーリーとジオサイト体系の再構築」、「ガイドの養成」、「ジオパーク情報の提供」、「運営体制」などの解決が必要です。</p> <p>また、三陸沿岸の全域に及ぶ広大なエリアの中では、今後必要となるガイドの養成など市町村の取り組みについて差が見られます。</p> <p>これらを包括し、統一した方針のもとに事業を進めるためには、県主導の取り組みが必要と考えます。</p> <p>つきましては、全市町村が足並みを揃えて「世界ジオパーク」への認定に向けた取り組みができるよう、引き続き三陸ジオパーク推進協議会の事務局を県が担い、県が中心となった事業の推進体制を維持することを要望します。</p>	<p>三陸ジオパークの推進は東日本大震災津波からの創造的復興のシンボルの一つであり、県は、第2期復興実施計画における三陸創造プロジェクトの一つに位置付け、三陸ジオパークを活用した観光振興や定住・交流の促進を図ることとしています。</p> <p>また、平成29年度に予定されている日本ジオパークの更新認定審査を踏まえ、三陸ジオパーク推進協議会に専門職員の追加配置や県職員の増員を行い、運営体制を強化したところです。</p> <p>県では、引き続き、広域で進めることで施策効果が高い観光振興や交流人口の拡大に取り組むとともに、ジオパークガイドの養成及び質の向上のほか、震災の影響により活動が十分ではない市町村への支援を強化するなど、エリア全域の活動効果を高めるよう推進体制の充実を図りながら、関係市町村と連携した取組を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 地域医療の充実について</p> <p>当市では、市民が安全に安心して暮すことができるよう医療サービスの充実を図ることが最も重要な課題の一つです。</p> <p>未来を担う子どもの健やかな成長は市民すべての願いであり、子どもの健康の保持・増進を図る医療サービスについては、平等に受診機会を確保することが強く求められています。</p> <p>つきましては、当市の地域医療の充実と、子育て家庭への経済的支援策である医療費助成について、次のとおり要望します。</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師の確保等について</p> <p>地域の中核病院としての機能を担う県立病院の勤務医及び看護師不足は、住民の安全・安心の確保の責務を担う地方自治体の根幹を揺るがしかねない問題となっています。</p> <p>現在、県立宮古病院においては、眼科など一部診療科が非常勤医師での対応、耳鼻科が休診となっているなど、未だ二次保健医療圏の基幹的な医療機関としての機能を十分に果たせない状況にあり、地域医療に対する不安が強まっています。</p> <p>つきましては、第二次救急医療施設である県立宮古病院に救命救急体制に必要な常勤医師の配置、並びに非常勤での対応及び休診中の診療科に常勤の専門医の配置を要望します。</p> <p>加えて、宮古地域の救命救急体制の一段の整備を図るため、第三次救急医療施設として、県立宮古病院への救命救急センターの設置を要望します。</p>	<p>常勤医師が不在となっている診療科への医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置などに積極的に取り組んでいるところであり、今後においても、このような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについては、全県を単位としつつ、面積が広大で山間部が多い本県の地理的状況を考慮し、現在、盛岡市・久慈市・大船渡市の3ヶ所に整備しています。</p> <p>救命救急センターの整備にあたっては、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるという原則のもと、専用病床の確保や医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など多くの基準が設けられており、現時点では、こうした課題に対応することは難しい状況にあり、当面、平成24年度に導入したドクターヘリについて、運航状況や効果等を検証し、より適切・効果的な運航を行うことにより、地域の救命救急体制の向上に努めていきます。(D)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B、D

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 地域医療の充実について (2) 県医療費助成の中学生までの拡大について</p> <p>子育て家庭への経済的支援は、対象年齢を小学生まで（ただし小学生は入院費のみ）とする県の医療費助成では不十分です。 このため、県内では多くの市町村が県の医療費助成基準に加え、独自に対象年齢を中学生まで拡大するなどの取り組みを行っています。 しかしながら、市町村にとって独自の施策は財政的に大きな負担となっています。 近年、都道府県の施策として中学生に対する医療費助成が全国的に広がりを見せていることから、県の医療費助成の対象年齢を中学生まで拡大するよう要望します。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議のうえ、窓口負担の現物給付（未就学児及び妊産婦を対象）と併せて、助成対象を小学生の入院まで拡大することとしたところです。 なお、実施時期は、対象拡大が本年8月、現物給付が来年8月からとしており、これに向けた取組を着実に実行しているところです。 本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を更に中学生まで拡充した場合、粗い試算ではありますが、県費負担額は約5億円の増と見込まれることから、現在の厳しい財政状況の中で、更なる拡大は直ちには難しいと考えていますが、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策については、今般策定する「人口ビジョン」や「ふるさと振興総合戦略」においても重要なテーマであり、引き続き検討していきます。 なお、本来、乳幼児や子どもの医療費助成は、自治体の財政力の差等によらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、県の政府予算要望において、国において全国一律の制度を創設するよう要望しています。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 河川、砂防等事業の促進について</p> <p>(1) 二級河川改修事業等の促進について</p> <p>近年、集中豪雨が多発しており、河川の増水に伴う堤防の決壊や氾濫による人家、道路等への被害が危惧されます。</p> <p>つきましては、現在、県事業として二級河川の閉伊川、近内川の改修事業が実施されていますが、より一層の事業促進を図るよう要望します。</p> <p>また、閉伊川（花輪橋上流付近等）や長沢川（長沢橋下流付近）、津軽石川、近内川、刈屋川は、土砂の堆積により河床が上昇するとともに、河川に樹木が繁茂しています。樹木の繁茂は、ドライバーの視界不良をもたらすほか、根むくれによる流出などにより、河道も狭くなって、集中豪雨等増水時の大規模な水害発生が懸念されます。</p> <p>特に閉伊川は、国道106号、JR山田線と並行する河川であり、住宅地や市街地を含む流域面積が大きいことから、住民生活に及ぼす被害とともに、交通体系の寸断も予測されます。</p> <p>つきましては、閉伊川、長沢川、津軽石川、近内川、刈屋川の護岸整備、堆積土砂及び河川支障木の除去を、早期に実施することを要望します。</p>	<p>閉伊川の根市地区では、平成21年度から堤防がない区間の堤防整備を進め、平成24年度に完了しています。</p> <p>近内（ちかない）川では、市の道路整備事業との調整を図りながら河川改修を進めており、平成27年度は上流部の護岸工事を行っています。</p> <p>護岸の整備、堆積土砂及び河川支障木の除去については、これまで可能な限り対応してきているところですが、今後とも現地状況の把握や発生土処理場の情報収集を行うとともに、砂利採取計画の活用を行いながら、適切な河川管理に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>6 河川、砂防等事業の促進について</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業の促進について</p> <p>当市は、沿岸部特有の急峻な地形のため多くの急傾斜地崩壊危険箇所があります。平地が少ないことから山裾や谷合いまで住家が存在しており、土砂災害から住家を守ることが重要な課題となっています。</p> <p>急傾斜地崩壊対策は、県事業として継続的に実施されており、市内の危険箇所は着実に減少してきてはいますが、その整備率は僅か6%程度に過ぎません。</p> <p>市民の暮らしの安全、安心確保のため、現在事業中の箇所の早期完成を図るとともに、危険度の高い他の箇所についても、早期に事業を実施していただくよう要望いたします。</p> <p>また、既に対策済みの箇所につきましては、適切な維持管理に努めていただくよう要望いたします。</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業については、平成26年度に藤原（2）地区の対策を完了し、平成27年度は山口5丁目地区の対策工事に着手予定であり平成29年度の完了を目指すこととしています。</p> <p>今後の施設整備については、主として高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校等の公共施設のある箇所、被災履歴のある箇所の整備を優先的かつ集中的に進めることとしています。</p> <p>また、対策済みの箇所については、今後とも現地の状況を把握しながら適切な維持管理に努めていきます。</p> <p>なお、施設整備には多大な時間と費用を要し早期に進捗を図ることは困難であることから、土砂災害危険箇所の周知を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定や基礎調査結果の公表を進めることとしており、貴市のご協力をお願いします。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 河川、砂防等事業の促進について</p> <p>(3) 砂防事業の促進について</p> <p>当市の砂防事業は、県の施策により着実に進展していますが、市内の土石流危険溪流箇所等のうち、整備率は10%程度にとどまっています。</p> <p>近年、集中豪雨が多発しており、大規模な土砂災害の発生が懸念されることから、早急な対策が必要です。</p> <p>事業中の箇所の早期完成とともに、引き続き、ハード整備等対策を講じていただくよう要望いたします。</p>	<p>砂防事業については、平成27年度は新町(あらまち)の沢の工事に着手予定であり、平成28年度の完了を目指すこととしています。</p> <p>今後の施設整備については、主として高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被災履歴のある箇所の整備を優先的かつ集中的に進めることとしています。</p> <p>なお、施設整備には多大な時間と費用を要し早期に進捗を図ることは困難であることから、土砂災害危険箇所の周知を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定や基礎調査結果の公表を進めることとしており、貴市のご協力をお願いします。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 災害復旧・復興事業工事に係る資材等の確保について</p> <p>震災による災害復旧・復興事業の工事が本格化し、公共施設等の復旧、復興のために必要な建設資材、労働者等の不足が深刻化しています。</p> <p>現在、県、市町村とも災害復旧・復興事業工事の最盛期を迎えていることから、資材、労働者等の不足などに伴い、通常時のような工事進捗が見込めない状況にあり、事業の完成に影響を及ぼしていることから、早急に対策を講ずるよう要望します。</p>	<p>生コンクリートや石材などの建設資材については、宮古管内においても今後不足が見込まれる状況となっており、現在、国、県、市町、業界団体で構成する「宮古地域復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議」において、建設資材の需要と供給の見通しを情報共有し、不足する資材の安定的な供給に向けた具体的な対策について協議、調整を進めています。</p> <p>特に生コンクリートについては、三陸沿岸道路専用の生コンプラント新設、防潮堤被覆コンクリート等の二次製品化、材料及び運搬車輛の県内外からの調達など、今後も関係機関等と協調しながらあらゆる対策を講じていきます。</p> <p>また、建設技術者や作業員の確保については、主任技術者の専任規定や雇用条件の緩和などに加え、設計労務単価の適時適切な見直し、被災地以外から労働者を確保した場合の宿泊費や宿舍建設費用の計上など、具体の対策を講じています。</p> <p>さらに、人材確保のためには、労働環境の整備が重要であり、県では賃金水準の向上や社会保険の加入促進等について、岩手県建設業協会及び建設業協会宮古支部に対しても要請を行ったところです。</p>	沿岸広域振興局	水産部、土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 教育環境の整備について (1) 県立高等学校整備計画について</p> <p>県教育委員会は、本年度に概ね10年後を見据えた「新たな高等学校再編計画」(仮称)の策定を進めるとしています。</p> <p>本計画の策定にあたっては、生徒の減少が進むなか、東日本大震災の被害による様々な環境の変化に対応するため、復興に向けた人財(材)の育成等も含めて、生徒の進路選択の意思が尊重されるように、地域の意見を十分くみとって取り組んでいただくよう要望します。</p>	<p>県立高等学校の再編については、平成26年度に「県立高等学校教育の在り方検討委員会」で検討を行い、同検討委員会の報告や地域の皆さまからの意見を踏まえ、平成27年4月に「今後の高等学校教育の基本的方向」を改訂したところです。</p> <p>現在、この基本的方向を踏まえ、新たな高等学校再編計画(仮称)の策定作業を進めており、各地域において意見を伺う場として「今後の県立高校に関する地域検討会議」等を開催しているところであり、こうした場を通じて、各高校の学校規模や配置についても、丁寧に地域の方々の意見を伺いながら検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ① カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員</p> <p>震災による家庭環境の変化に加え、いじめや不登校となる要因の複雑化など様々な問題が発生し、これまで以上に学校からの訪問要請や家庭及び関係機関との連絡・相談に係る調整の要望が増加しています。 つきましては、きめ細かな対応やサポートの体制強化を図るため、カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる増員とその人材確保について要望します。</p>	<p>スクールカウンセラー(以下「SC」という。)については、学校への配置に加え、沿岸部の教育事務所に13名の巡回型カウンセラー(県外臨床心理士)、3名のスーパーバイザーを配置し重層的な体制を講じています。 SCのうち、臨床心理士等の有資格者については、資格の取得が難しく、急激な増加が望めない状況にあるため、県では、総合教育センターにおいて、教育相談に関する専門的資質を有する教員の育成に取り組んでいます。 スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)については、家庭環境等を原因とする問題行動への対応などニーズが高まっており、SSWが管内を巡回して複数校に対応するなど、実態に応じた運用ができるよう全教育事務所に対して14名を配置し活動しています。 SC及びSSWについては「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を活用し国の全面的な財政支援を受け事業を実施しており、引き続き国に対し切れ目のない支援を要望していきます。 また、SCについては県臨床心理士会、SSWについては県社会福祉士会と、各職能団体と連携しながら人材の確保に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B
<p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ② 指導主事の定数維持</p> <p>市町村合併にともなう市域の拡大や震災後の複雑化・多様化する教育課題への対応、及び学習指導要領改訂に向けての教育改革に対する指導主事の果たす役割がますます重要となっています。 つきましては、指導主事の現状の配置数が維持されるよう要望します。</p>	<p>指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度に全市町村に各1名配置し、学校数・学級数等が大きい市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、1名の減員になるところ、震災後の復興に向けた教育課題への対応を勘案し、平成27年度まで従前の定数を維持することとしているところです。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ③ 英語教育推進リーダーや専科教員の加配措置等の環境整備</p> <p>文部科学省は「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を発表し、学習指導要領改訂に向けた教育改革スケジュールの見通しが示されたところです。</p> <p>しかしながら、小学校英語が現在の体制のまま導入されても、指導に困難をきたすことが危惧されます。</p> <p>つきましては、小学校英語の本格導入に向けて、小学校英語教育推進リーダーや専科教員の加配措置等の環境整備について要望します。</p>	<p>小学校専科加配については、小学校における教科専門的な指導による指導方法改善、小中連携による専科指導等先導的取組を行う学校への支援として、平成24年度から国加配として措置されたもので、本年度は16校に配置したところです。加配については国からの加配定数を基に配置しているところですが、今後、「新たな定数改善計画の策定」について、早期に実施するよう国に対し引き続き要望するとともに、その実現状況を見ながら拡充について検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B
<p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ④ 特別支援教育支援員の加配</p> <p>発達が気になる子どもや困り感を抱えている子どもが増加しており、子ども達のよりよい将来に向けて成長・発達を促していける継続した支援が強く求められています。</p> <p>つきましては、当市独自で特別支援教育支援員を32名配置しておりますが、個別の指導や一人ひとりに応じたサポートの体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっておりますことから、特別支援教育支援員の加配措置について要望します。</p>	<p>通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員については、平成19年度から地方交付税措置されており、各市町村の判断で配置しています。県教育委員会では、市町村教育委員会からの要望を踏まえ、特別支援学級の設置校のうち、児童生徒数や障がいの程度を考慮し、指導が困難な学校に対し、特別支援教育支援非常勤講師を配置していますが、現在は国庫負担の関係から、特別支援学級への配置に限定しています。通常学級に在籍する児童生徒への支援については、今後、「新たな定数改善計画の策定」について、早期に実施するよう国に対し引き続き要望するとともに、その実現状況を見ながら検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ⑤ 教職員の加配</p> <p>震災による影響はまだ続いており、「心とからだの健康観察」で「要サポート」となった人数は、小中学生合わせて、平成24年度581人、25年度597人、26年度549人となっております。このため、被災児童生徒への日常的な心のケアやきめ細かな支援を継続して実施することが求められております。</p> <p>また、仮設住宅から通っている児童生徒が現在もおりますので、復興加配教職員の継続した配置を要望します。</p>	<p>被災地校への教職員の加配につきましては、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、要望通り加配が認められたところです。</p> <p>教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A
<p>8 教育環境の整備について (3) 公立学校施設整備予算の確保について</p> <p>平成27年度国庫予算における公立学校施設整備予算は、全体の要望に対し大幅に不足しております。</p> <p>全国的に公立学校施設の老朽化が進んでおり、他の財源の確保や翌年度への事業延期も困難な状況となっておりますので、公立学校施設整備予算の確保について、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p>	<p>公立学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒数の急増期に多くの学校が整備され、現在は、昭和40年代中頃までに建築された学校の改築を行っているところです。</p> <p>学校施設建築期のピークが昭和50年代中頃であり、今後、こうした老朽施設の対策のために多額の費用が掛かることが見込まれています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、国は平成27年度に、長寿命化改良事業の耐力度調査要件を撤廃し、改築と同等の教育環境を確保できるよう長寿命化改良事業を拡充したところです。</p> <p>県教育委員会としては、市町村から具体的な相談等があった場合は、国に要望すること等を含め、市町村立学校施設の老朽化対策について支援していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 教育環境の整備について (4) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について</p> <p>東日本大震災から4年を経た今もなお仮設住宅で生活する世帯が多くあります。 また、遠方の仮設住宅から通学する児童生徒がまだ多くおり、スクールバスの運行を欠かすことができません。 つきましては、仮設住宅から通学する児童生徒がいなくなり、復興事業が終了するまで、被災児童生徒就学支援等事業を継続することについて、国に働きかけを行うよう要望します。</p>	<p>東日本大震災津波による壊滅的な被害により、いまだに保護者の生活基盤が回復しないなどの経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しており、平成23年度から被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により支援を行っています。 県としては、沿岸部の被災地はいまだ復旧・復興の途上であり、今後も被災児童生徒就学援助事業等の継続実施は必要不可欠であると認識していることから、引き続き平成28年度以降も当該交付金事業を継続されるとともに、継続に当たっては、地方負担が生じることのないよう国に求めます。 なお、同交付金については平成26年度で基金制度が終了され、平成27年度からは単年度の補助制度として実施しています。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A
<p>9 国に対する要望の強化について (1) 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置について</p> <p>甚大な被害からの復旧・復興には相当の時間を要し、また、膨大な事業を着実に進めるためには財源の確保が不可欠です。 当市を含む被災自治体では、其々の自治体が策定した「復興計画」に計画期間を定め、復興事業に取り組んでいるところであり、「復興計画」の完了に向け、被災地域の復興にきめ細やかに対処できる「取崩し型復興基金」の追加措置による財政支援の強化について、県が主導的、積極的に取り組むよう要望します。</p>	<p>被災市町村が、復旧・復興に向け、自らの判断で弾力的に運用することができる財源の確保は、県としても必要であると考えています。取崩し型復興基金について、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の復興に向けた事業等に活用できるよう、国に対し、追加的な財政措置を要望しており、引き続き国に対して働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について (2) 鳥獣被害防止対策の推進について</p> <p>希少な野生動物であるツキノワグマ等は、生息環境の保全などの保護対策が必要ですが、その一方ではツキノワグマ等が人里に頻繁に出没し、その生息域を拡大し、人身及び農作物等へ大きな被害を与えています。また、近年においては、ニホンジカ等による農作物被害が拡大しており、その被害防止に苦慮している状況です。</p> <p>本市でも鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し取り組んでおりますが、狩猟者の高齢化や減少により効果的な対策が取れない状況にあります。</p> <p>つきましては、地域、集落全体での鳥獣被害対策防止策へのモデル事業や、補助金制度の拡充に取り組んでいただきますよう要望いたします。</p> <p>また、引き続き、国に対し鳥獣個体数の適正管理施策の充実強化、鳥獣被害防止総合対策交付金の充実強化について施策提案等働きかけていただくよう要望します。</p>	<p>本県の野生鳥獣の農作物被害状況はほぼ横ばいではあるものの、依然として甚大な被害を及ぼしており、とりわけシカによる被害が全体の過半を占める状況にあります。県では鳥獣保護法の一部改正（H27.5.29）などの動向を踏まえ、その対策について新規事業を創設し取り組みを強化することとしております。</p> <p>各市町村で策定していただいております鳥獣被害防止計画が効果的に推進されるよう、①有害鳥獣捕獲の促進、②被害防止の促進、③ 地域ぐるみの防止活動促進の3本の柱からなる鳥獣害対策の具体的取組を推進していくこととしており、関係機関、各市町村のご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>また、鳥獣被害防止の効果的な対策が推進されるよう、地域の実情を反映した制度の拡充や十分な予算の確保など、引き続き国へ要望して参ります。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について (3) 震災等緊急雇用対応事業の実施期間の延長について</p> <p>東日本大震災は、企業・事業者へ甚大な被害を与え、当地域の雇用環境も急激に悪化させました。未だ震災からの復興途上にあり、今後も震災復興に向けた業務が増大していくことが予想されます。 ことし6月の復興庁の発表によりますと、「震災等対応雇用支援事業」は、平成27年度終了事業と整理されています。その対応方針は、「引き続き不可欠なものについては、平成28年度以降も雇用支援とは別の形で支援を検討する」としています。 事業が終了すると、雇用されていた労働者は失業することになり、再就職先が決まるまでの間、生活の安定が図られなくなります。 また、継続実施が必要な事業は、一般財源など他の財源を探すこととなりますが、財政状況が厳しい折から、平成28年度以降の予算措置は困難を極めます。 つきましては、国が示した「雇用支援とは別の形で支援を検討する」との方針に基づき、柔軟な考え方で支援の継続が実現されるように、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>被災地における「なりわい」の再生のためには、産業の振興と被災した事業者、労働者・離職者への総合的な就業支援が引き続き必要であると考えており、県では、本年6月4日に実施した平成28年度政府予算等に係る提言・要望活動において、次の項目を国へ要望しています。 今後も国の支援が継続されるよう働きかけていきます。 【要望事項】 1 事業復興型雇用創出事業の事業実施期間の延長等 (略) 2 震災等対応雇用支援事業の事業実施期間の延長等 被災者支援業務等の継続が必要であることから、「震災等対応雇用支援事業」の事業実施期間を延長するとともに、交付金の追加交付を要望</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B
<p>9 国に対する要望の強化について (4) 中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助）制度の継続実施について</p> <p>宮古市の被災事業者のうち約7割がグループ補助金や修繕・復旧費補助金等の支援制度を活用するなどして事業再開しています。 この度、田老及び鯉ヶ崎地区の2グループが当事業の第13次公募に申請書を提出しました。 今後、多くの個人住宅の新築工事も始まり、さらなる資材高騰や人手不足とともに、土地区画整理事業等が遅れるというような自己の責任に起因しない事態による再建の遅れが危惧されます。 こうした状況から、被災事業者に対しては、相談業務の充実はもとより、支援制度などの情報を提供していくことが必要です。 つきましては、被災事業者が、希望を持ち安心して今後の再建計画の見通しを立てることができるよう、当制度の長期継続と実施期間の提示を国に対し強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する必要があると考えており、そのためにも、国に対して中小企業等グループ補助金の事業継続や既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための予算措置を講じるよう要望しており、平成28年度の中小企業庁の概算要求にグループ補助金の予算が盛り込まれております。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について (5) 放射性物質汚染対策について</p> <p>東京電力福島原子力発電所事故により、農林水産物の生産活動において出荷自粛要請又は出荷規制措置がとられた産品が生じているほか、広い範囲で風評被害が発生しています。</p> <p>また、これらの被害を受けない産品であっても、放射能検査を行ったうえで出荷するよう求められるなどの負担が生じており、「衣食住」という人間の最も基本的な生活行動を支えてきた生産者がさらに厳しい状況に追い込まれています。</p> <p>農作物の価格下落や買い控えにより深刻な状況が続いていますが、特にシイタケ生産農家の被害は大きく、今後の負担や生産意欲の低下など先行きへの不安を感じていることから、安全が確認された産品について安全性を広く消費者へPRして風評被害の未然防止や拡大の抑止を図るとともに、生産者の生産意欲を高める施策への取り組みについて国に働きかけるよう要望します。</p> <p>また、福島原子力発電所事故がなければ生じることのなかった損害の全てを、風評被害も含め賠償対象とするとともに、損害賠償請求に対する早期の支払いに応じるよう東京電力に強く求めることについて国に働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、県産食材の生活情報誌への記事掲載や動画等によるPR、首都圏や関西圏を中心とするレストランシェフ等を対象とした産地見学会の実施、乾しいたげやワカメ等の県産食材フェアの開催などを通じて、県産農林水産物の安全・安心や産地の魅力の発信に取り組むとともに、県内市町村や生産者団体等が行う風評被害払拭に向けた物産展等の開催を支援し、消費者の信頼を確保し、県産農林水産物の販路回復・拡大に取り組んでいきます。</p> <p>しいたけについては、出荷前の放射性物質濃度検査を行うとともに、安心・安全なしいたげ産地のPRに努めているところです。</p> <p>また、国に対し、出荷制限等による直接的な被害や風評被害に加え、事業継続のために必要な生産サイクルの回復や消費者の信頼回復等への対応を含めたすべての損害について、実態に即した十分な賠償が被害の発生する限り完全かつ速やかに行われるよう、東京電力株式会社を指導するなど、措置を講じるよう要望したところであり、引き続き、東京電力株式会社に対し、十分な賠償を速やかに行うよう機会あるごとに要請していきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>(6) 東日本大震災の被災者に対する各種減免措置の継続について</p> <p>国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害者福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金並びに保育料等の免除措置延長及び財政支援について</p> <p>東日本大震災の被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障害福祉サービス等における被保険者の一部負担金・利用料負担金並びに保育料等に対する免除措置に係る国の財政支援期間については、繰り返し延長されております。</p> <p>被災地では、未だに全面的な生活再建の見通しが立っていない被災者が多く、仮設住宅など不慣れた生活環境により心身への大きなダメージが増していることから、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険における一部負担金・利用料負担金に対する免除措置は、被災者の生活再建の目途がつくまで継続する必要があると考えます。</p> <p>また、一部負担金・利用料負担金に対する免除措置には市町村負担が生じているため、国保などの財政運営に大きな影響を与えている状況となっております。さらにこのことは将来的に各保険税(料)の上昇につながっていくことなどが懸念されます。</p> <p>つきましては、被災者の命と健康を守ることは重要な課題でありますので、県が主導的な立場で国へ働きかけを行い、一部負担金・利用料負担金に対する免除措置の延長にかかる必要な財源については、その全額を国の責任において負担するよう積極的に取り組むことを要望します。</p> <p>併せて、保育料等についても、被災した住民の生活再建が未だ途上であることから、経済的な負担を軽減し、もって、子育て環境の充実に努めることは重要であり、保育料等の免除措置に係る財政支援の継続を要望します。</p>	<p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金・利用者負担の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更されたことから、県では、被災者の医療及び介護サービス等を受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。</p> <p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p> <p>なお、平成27年度においては、この要望に併せて、平成25年度からの岩手、宮城、福島の被災3県の市町村国保に対する医療費の増加等に伴う財政支援(平成24年度からの財政支援を含む。)の継続についても、国に対して要望したところです。</p> <p>また、市町村が行う保育所徴収金等の減免については、平成27年度は「平成27年度被災者健康・生活支援総合交付金」により、全額国費による保育料等減免事業を実施することとしており、平成28年度以降も継続して全額国費で負担するよう、国に対し要望しているところです。</p> <p>今後も国の動向を注視し、被災者に対する震災関係事業が継続されるよう、要望を行ってまいります。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について (7) 医療費助成の現物給付に対する国保国庫負担金の減額措置（ペナルティ）の撤廃について</p> <p>県は、子育て支援策として就学前児童及び妊産婦に対する医療費助成について、平成28年8月を目途に現物給付を導入する方針を示しました。現物給付は、対象となる受給者にとって医療費助成の給付額分を窓口で負担することなく、煩わしい給付申請書の提出が不要となることから利便性が高まるものです。</p> <p>しかしながら、国は国民健康保険への財政支援の拡充に取り組む一方で、現物給付を導入する自治体には、国民健康保険に対しペナルティともいえる国庫負担金の減額措置を設けています。</p> <p>現物給付の導入は、医療サービスの受診機会の適正な確保の推進につながるもので、医療費助成制度の趣旨にもとる国保国庫負担金の減算は、国民健康保険の財政基盤の脆弱化に拍車をかけるものです。</p> <p>つきましては、医療費助成への現物給付の導入に伴う国保国庫負担金の減額措置を撤廃するよう、県は引き続き国に対し強く働き掛けるよう要望します。</p>	<p>地方単独事業により窓口負担の現物給付を実施した場合、国の政省令に基づき、国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金が減額調整されることとなるため、県では、この減額措置の撤廃について、毎年度、国に要望しているところです。</p> <p>本県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議のうえ、来年8月から窓口負担の現物給付（未就学児及び妊産婦を対象）を実施することとしたところであり、6月に実施した政府予算提案・要望においても、地方創生に関する提言・要望項目の一つとして、乳幼児等医療費助成の一律化と併せて、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整の廃止を要望したところです。</p> <p>今後も、引き続き粘り強く、国に対して要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について (8) 被災事業者等に対する国税関係法律の特例適用期間の延長について</p> <p>復興特区法（東日本大震災復興特別区域法。平成23年法律第122号）に基づき作成された「岩手県産業再生復興推進計画」は、平成24年3月に内閣総理大臣から認定を受けました。</p> <p>この計画に基づいて実施される復興推進事業は税制の優遇や規制の特例などさまざまな恩恵を受けることができますが、震災特例法（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律。平成23年法律第29号）では、特例期間が「平成28年3月31日まで」と規定されている特例があります。</p> <p>復興特区法第37条に規定される「取得する資産に関する課税の特例」もその一つです。</p> <p>現在行われている復興工事に不測の事態が生じて工期が延長されるため、その後に予定されている工事にも影響がおよんでいるという事案があります。</p> <p>これら公共工事の遅れによって、事業再建のために工場の建設を予定している事業者が、課税の特例期限の平成28年3月31日までに工場を完成できない見通しとなっています。</p> <p>つきましては、今後事業を再建しようとする事業者が復興特区制度の特例を活用できるように、特例の適用期間を延長することについて、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、今後、復興まちづくりが本格化することに伴い、商業者を中心として現行の適用期間以降においても、制度の活用が見込まれるほか、復興工事の遅れにより、工場等の立地・供用が現在の適用期間内に間に合わない事例も生じていると認識しており、適用期間の延長が必要と考えています。</p> <p>このため、県では、北海道・東北地方知事会や商工団体等とも連携し、復興特区制度の適用期間の延長を要望するなど、機会をとらえて国に働きかけをしています。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について (9) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の補助事業完了期限の延長について</p> <p>平成25年度に創設された国の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」(以下、「津波補助金」という。)に、宮古市を事業予定地として採択された事業者が7事業者あります。</p> <p>採択された事業者が事業着手するためにはまず、交付申請手続きを行わなければならないませんが、資材等の高騰、従業員の確保などが課題となっています。</p> <p>しかし、津波補助金の交付申請期間は平成27年度末まで、補助事業完了期限は平成29年度末とされており、採択を受けた事業者からは期限の延長が求められています。</p> <p>ことし6月の復興庁の発表によりますと、津波補助金は、平成27年度終了事業等と整理されていますが、その対応方針は、「被災地の実情等を踏まえながら、期間の延長等を検討する」としています。</p> <p>つきましては、被災地の実情を伝え申請期間、実施期間を延長すること、また、資材等の高騰に伴う事業費の増加分を補助対象経費とすることについて、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>国が平成25年度に創設した上記補助金は、これまで5回の公募が実施されています。</p> <p>採択事業者は、平成28年3月31日までの補助金交付申請、平成30年3月31日までの事業完了が求められており、被災地における資材高騰や雇用情勢の厳しさから事業期間内の事業実施が困難なケースが心配されています。</p> <p>県としては、被災地の産業復興に大きな効果が期待される制度であると認識しており、本年6月4日、国に対し事業期間の延長と必要な予算の確保について要望しておりますが、引き続き、機会を捉えて要望を継続してきたところで、</p> <p>先に公表された国の概算要求において、受付申請期限及び事業完了期限の延長が盛り込まれたことから、延長の実現に向けて、引き続き国に働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B